政令第　　号

公営住宅法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第十六条第一項及び第四項、第二十三条第一号、第二十五条第一項、第二十八条第一項、第二項及び第四項並びに第二十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号ト中「三十五万円」を「三十八万円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和十年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の公営住宅法施行令（次項において「新令」という。）第一条第三号トの規定は、令和十年七月一日以後に行われる公営住宅法第十六条第一項若しくは第四項、第二十八条第一項、第

二項若しくは第四項又は第二十九条第一項に規定する収入の計算（以下この項において「収入の計算」という。）について適用し、同日前に行われる収入の計算については、なお従前の例による。

3　前項に定めるもののほか、新令第一条第三号トの規定は、令和十年七月一日以後に開始される公営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みをした者及び公営住宅法第二十二条第一項に規定する事由がある場合において同日以後に公営住宅の入居の申込みをした者に係る同法第二十三条第一号又は公営住宅法施行令第七条第五号に規定する収入の計算（以下この項において「収入の計算」という。）について適用し、同日前に開始される公営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みをした者及び同法第二十二条第一項に規定する事由がある場合において同日前に公営住宅の入居の申込みをした者に係る収入の計算については、なお従前の例による。

理　由

所得税法におけるひとり親控除の額の引上げに伴い、公営住宅の家賃の決定の基礎等となる収入の計算について、ひとり親に係る控除の額を引き上げる必要があるからである。